地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年3月31日

徳島市監査委員 久米川 文 男

同 工藤誠介

同 加村祐志

同 齋藤智彦

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

1 監査対象団体 電動バイク等観光レンタル事業推進協議会(財政援助団体)

2 対象期間等 平成27年4月1日から12月31日までに執行した財政援助 に係る出納その他の事務

3 監査対象団体の概要

(1) 目 的 各観光地間の新しい移動手段として注目される電動バイク及び電

動アシスト付き自転車の観光レンタル事業を徳島駅前の拠点施設で 実施し、観光客の利便性を高めるとともに、観光レンタル事業と組 み合わせた着地型観光プランの造成等により、観光地としての話題 性をさらに高め、様々な観光消費による経済効果につなげることを 目的として、これに関係する行政と民間等がお互いの長所を発揮し

つつ協同で同事業を推進するために設置する。

(2) 設立年月日 平成23年5月25日

(3) 事務所 徳島市一番町3丁目29番2

(4) 職 員 数 常勤職員3人(臨時・嘱託職員3人)

(5) 徳島市補助金 平成27年度予算額 9,577,000円

12月末現在交付済額 9,577,000円

第2 監査の実施期間

平成28年1月18日から3月28日まで

第3 監査の方法

財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主 眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、 照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

電動バイク等観光レンタル事業推進協議会における財政援助に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し改善を求めた。